

江戸川区居住支援協議会会則

(名称)

第1条 この会は、江戸川区居住支援協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の促進その他必要な事項について協議し、もって江戸川区における福祉の向上と住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について協議するものとする。

- (1) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事項に関すること。

(会員)

第4条 協議会の会員は、区及び宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業者、住宅確保要配慮者に対し居住に係る支援を行う者等の各団体から推薦された者とする。

2 会員として加入を希望する者は、次条に規定する会長に入会を申し込み、協議会の承認を得なければならない。

(役員)

第5条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 監事 1名

2 役員の任期は選任後2年とする。ただし、新たに役員がそれぞれ決定されるまで、特段の事由がない限りその職を務めるものとし、再任を妨げないものとする。

3 会長は、会員の中から互選により決定し、副会長及び監事は、会長が指名する。

4 会長は、協議会の議長となり、会議を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 会長及び他の役員に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する会員がその職務を代理する。

7 監事は、協議会の財産及び業務執行の状況を監査する。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、毎年度1回以上開催する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の団体・個人に対し協議会への出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(経費)

第8条 協議会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、初年度においては協議会の設立から直近の3月31日までとする。

(会計及び資産帳簿の整備)

第10条 協議会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(秘密の保持)

第11条 会員(第6条第2項により出席した者を含む。)は、協議会の活動において知り得た秘密を洩らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、江戸川区福祉部福祉推進課に置く。

(雑則)

第13条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この会則は、平成30年7月2日から施行する。

付 則

この会則は、令和2年12月15日から施行する。

付 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、令和6年7月4日から施行する。